

日系人等の外国人労働者の雇用調整をお考えの事業主の皆様へ

厳しい景気後退による受注減少の中で、日系人等の外国人労働者の雇用調整を迫られている等の事情がある・・・

中小企業緊急雇用安定助成金や雇用調整助成金を活用し、日系人等の外国人労働者の雇用維持とスキルアップを図ってみませんか。

中小企業緊急雇用安定助成金

○ 支給要件

中小企業であって

- ① 最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ② 前期決算等の経常利益が赤字であること。
(生産量が5%以上減少している場合は不要)

○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規学卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向 手当等の4/5
- ・教育訓練経費 1人1日6,000円

雇用調整助成金（大企業）

○ 支給要件

最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していること。

○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規学卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向 手当等の1/2
- ・教育訓練経費 1人1日1,200円

※ 平成20年12月現在の支給要件、助成率等です。

(今後変更される場合もありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)

事業主の皆様は

休業手当等の負担が軽減され、更に教育訓練経費を活用して・・・

例えば、

教育訓練経費1人1日6,000円 × 10人 = 60,000円

→ 1クラス10人の日本語教室を開催し、講師1人を6万円と呼ぶ

スキルアップ!



景気が回復した後は、**スキルアップした日系人等の外国人労働者を活用**することが出来ます！

スキルが不足している外国人に対し、助成金を活用した日本語教育や職業訓練を行い、雇用を維持しつつスキルアップを図る場合にも活用することができます。

- 「トライアル雇用奨励金」や「特定求職者雇用開発助成金」等の各種助成金や国の様々な支援メニューは、外国人労働者であっても、日本人労働者と等しく対象となりますので、積極的な活用のご検討をお願いいたします。

雇止めや解雇を行った派遣労働者、有期労働契約者等に対し、離職後も引き続き住居を無償で提供する事業主に対し助成する制度もあります。



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所・労働基準監督署